

社会福祉学 目次

2008. 8 Vol.49-2
JAPANESE JOURNAL OF SOCIAL WELFARE

■ 論文			
社会福祉における正義		中村 剛	3
—「仕方ない」から「不正義の経験」へ—			
「劣等処遇」再考			
—Benthamの見解に着目して—		野田 博也	17
戦前の高木憲次の療育論の形成における「公的肢体不自由者福祉法」の影響		趙 没名	30
石井十次の内面における『廃民』『殖民』観念の成立		山本 浩史	44
知的障害児施設における地域移行支援に関する研究			
—地域移行事例の支援プロセスの分析を基に—		堀内 浩美	58
在宅高齢者のQOL, ADL, 運動実施状況および健康度の関連性		青木 邦男	71
特別養護老人ホームにおけるユニットケアの導入と介護業務および介護環境に対する職員の意識との関連	張 允植, 黒田 研二		85
養護老人ホームの女性入所者にとっての「老い」とケアの課題について	藤野 好美		97
—インタビューを基にした内容分析—			
在宅高齢者を対象として対話や交流を行うボランティアの機能分析	保科 寧子, 奥野 英子		111
—話し相手ボランティアの事例分析から—			
フオーマルケアとインフオーマルケア組み合わせに対する地域高齢住民の選好の関連要因	山口 麻衣, 冷水 豊, 石川 久展		123
バンダラデシユクミツラ県における貧困層の生活状態			
—モデル農村開発計画によるインパクト—	鈴木 弥生, 佐藤 一彦		135
患者・家族・専門職における〈認識のズレ〉			
—筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者への支援—	隅田 好美		150
■ 実践報告			
自立訓練を利用する高次脳機能障害が疑われた男性の就労への取り組み	柳沢 君夫		163
■ 調査報告			
在宅脳卒中患者におけるQOLとライフスタイルおよび社会的支援との関係	武田 知樹, 波多野義郎		176
■ 投稿規程・執筆要領・編集委員会規程・編集規程			191

論文

Contents

JAPANESE JOURNAL OF SOCIAL WELFARE

Vol.49-2

August 2008

■Original Articles

Justice in Social Welfare

—From “No Choice” to “Experience of Injustice” —

Takeshi NAKAMURA 3

“Less Eligibility” Reconsidered
—Focus on the Perspective of Bentham—

Hiroya NODA 17

The Formation of Kenji Takagi's *Ryōiku* Theory in Prewar Japan and the Adoption of “Law, Concerning the Public Welfare for Physical Disabled People”

Meining ZHAO 30

The Beginning of the Ideas of “Collapsed People” and “Colonization” in the Inner Visions of Juji Ishii

Hirofumi YAMAMOTO 44

Study on Support Systems for Children with Intellectual Disabilities

—Relocation Process from Institutionalized Living to Community-Based Living—

Hironi HORIUCHI 58

Relationships among QOL, ADL, Physical Activity and Self-Rated Health in the Elderly Living at Home

Kunio AOKI 71

Careworker's Perceptions about Care Work and Environment after the Implementation of Unit Care Systems at Special Nursing Homes

Yunjeong JANG, Kenji KURODA 85

“Aging” and Issues about Care for Female Residents in Homes for Elderly

—Content Analysis Based on Interviews—

Yoshimi FUJINO 97

A Functional Analysis of the Volunteer as a Partner
—Conversation and Communication for Senior Citizens Living at Home—

Yasuko HOSHINA, Eiko OKUNO 111

Factors Affecting Elderly Community Residents' Preferences for a Combination of Formal and Informal Care

Mai YAMAGUCHI, Yutaka SHIMIZU, Hisanori ISHIKAWA 123

The Living Condition of the Poor People of Kumilla District in Bangladesh

—The Impact of Model Rural Development Programme—

Yayoi SUZUKI, Kazuhiko SATO 135

Differences in Perception among People with Amyotrophic Lateral Sclerosis (ALS), Their Families, and Professionals

—Care for People with ALS—

Yoshimi SUMIDA 150

■Case Study

A Case Study of the Employment of a Male Subject, Suspected to Have High-level Brain Impairment, Undergoing Rehabilitation Training to Attain Independence

Kimio YANAGISAWA 163

■Research Report

Relationship of Quality of Life and Lifestyle, Social Support among Post-Stroke Patients at Home

Tomoki TAKEDA, Yoshiro HATANO 176

社会福祉における正義

—「仕方ない」から「不正義の経験」へ—

中村 剛

要旨：「仕方ない」とみなされていることが、実は不正義なのではないか。このような問題意識の下、本稿では、「仕方ない」と思われ見放されている人がいる現実と、すべての“ひとり”の福祉を保障しようとする理念とのギャップを埋めるために要請されるものとして社会福祉における正義をどうとらえ、その内容を明らかにしている。最初に、正義の概念と社会福祉の理念を確認したうえで、社会福祉研究において正義を論じる理由を確認する。次に「仕方ない」という現実理解に抗するために、他の可能性へと思考を開こうとするデリダの哲学と、不正義の経験という観点から正義論を展開するシュクラの正義論を取り上げる。そして、この2つの観点から導かれる倫理的正義と政治的正義を提示する。結論として、社会福祉における正義を倫理的正義と政治的正義から構成される倫理的・政治的正義と位置づけ、その内容を①意味、②構想、③合意される理由という観点から記述している。

Key Words：正義、仕方ない、他の可能性、不正義の経験、倫理的・政治的正義

1. はじめに

「法（律）の生命は論理ではなかった。経験であつた」（Holmes 1881：1）。

ホセ・ヨンバルト（José Llompart）は法学において有名なこの言葉を引用した直後に、「これは正義のルールについても言える」（ホセ・ヨンバルト 2006：9）と述べている。社会福祉における正義を考察するにあたり、筆者の経験を記述することから始めたい。

筆者はかつて知的障害をもった人の入所施設に14年、支援員として勤務していた。そこで、時折思い感じていたことは、「なぜ、たまたま知的障害をもって生まれてきただけなのに、このような

入所施設での暮らしを余儀なくされるのか」という思いと、「このような生活は仕方ないことなのか」という疑問である。

このような思い・疑問をもっていた筆者が最近出会った言葉がある。それは、「彼女たちに『起こったこと』は決して不運としてやり過ごしてはいけない、不正なのだ」（岡野 2002b：222）と「生き難さ、生きづらさ、苦難を抱えた、抱え込まざるをえない当事者がみずからの苦を不運としてではなく、不正義として捉え返す経験」（大川 2003：99）である。入所施設での生活を余儀なくされること、これはもしかしたら仕方ないことではなく、不正義の経験ではないだろうか。

本稿が問題点として着目するのは、「仕方ない」「不運」といった現実に対する了解の仕方である。その理由は、このような了解は、他の福祉サービスの提供に基づく他の生活の可能性を抹消してしまうからである。自然界の法則が“他のあ

2008年2月1日受付／2008年7月8日受理

NAKAMURA Takeshi

関西福祉大学社会福祉学部

E-mail: nakamura@kusu.ac.jp

りようのない”必然的な規則であるとしても、人間社会における規則は“他でもあり得る”偶発的な規則である”。人間社会における現実とは他でもあり得る、という可能性に思考が開かれたとき、いまのこの現実とは、「仕方ない」「不運」ではなく、本来はこうすべきなのにしていない不正義の経験ではないか、と思い・考える可能性が生まれる。では、この状態は不正義の経験ではないか、と思ひ感じる感覚を生み出している正義とはどのようなものなのか。また、そもそも正義と社会福祉はどのような関係にあるのか。まず「II. 正義と社会福祉」においてこの点を明らかにした後で、本稿における課題と研究方法を述べる。

II. 正義と社会福祉

最初に、正義の概念と社会福祉の理念を確認したうえで、社会福祉研究において正義を論じる理由を述べる。

1. 正義

1) 現代の正義論

現代において正義を論じるとき、正義の概念・意味（正義とは何か）と、正義の構想（何が正義か）は区別される（川本 1995：8-9；井上 2003：13）。そして、正義の概念・意味は「等しきものは等しく扱え」という普遍主義的要請であるといわれる（井上 1986：109）。これに対し、「何が正義か」を規定する正義の「構想」は一義的に定められるものではない（川本 1995：9）。そのため、ロールズ（Rawls, John Bordley）の正義論をはじめ、さまざまな正義の構想が提示されている。しかしながら、ロールズの「正義論」以降、活発に論じられている正義は、正義の意味ではなく正義の構想である。そして、それは配分的正義である。

2) アリストテレスの正義論

現代正義論における正義の意味は、ひとことでは平等である。正義を平等ととらえ、後の正義論に決定的な影響を与えたのが、アリストテ

レス（Aristoteles）の正義論である。しかし、アリストテレスは正義を平等とみとらえていたわけではない。アリストテレスは「ニコマコス倫理学第5巻」において正義について論じている。そこでは、正義を「ひとびとをして正しきを行なわしめ、正しきを願望せしめるようなそうした『状態』」（Aristoteles=1971：169）としたうえで、「正しいひと（デイカイオス）とは、『適法的なひと』（ノミモス）、ならびに『均等を旨とするひと』（イノス）であることは明らかであろう」（Aristoteles=1971：171）という。すなわち、「正しい」という観念を「適法的正義」と「均等的正義」に分ける。さらにアリストテレスは「均等的正義」を「配分的正義」と「矯正的正義」とに分けている。

アリストテレスの正義とは、ポリスの市民が法（法律や道徳）に従って生活し、人や物事に対し等しく扱うような「徳」を備えている状態を意味した。そしてそれは、「あらゆる徳のうちで、正義のみは『他者のものなる善』」（Aristoteles=1971：174）という言葉が示すように、アリストテレスの正義は「人間と人間との関係のなかではたいていこそその正義である、という観点を重視する立場」（森末 1999：75）をとっているのである。

3) 稲垣良典の正義論

アリストテレスの正義論は、ひとことではいえば、徳としての正義である。このような観点から正義の意味について考察しているのが、稲垣良典である。稲垣は「正義とは何か」という問いが本来的に問われるべき場所とは徳としての正義にはかならない（稲垣 1981b：5）としたうえで、知恵（実践理性）によって認識された真理にもとづいて、直接に実践にかかわる意志能力へとおしひろげられることによって形成されるような徳が、正義であるとする（稲垣 1981b：10）。ここで確認しておくべき点は、①「正義を基礎づけるのは真理の認識であって、イデオロギーや価値観ではない」（稲垣 1981b：13）ということ、②「正義と呼ばれる徳の担い手は意志であると考えられる」（稲垣 1981b：11）ということである。さらに稲垣は、以下のように述べている。

真理の認識を実践の領域に移すということは、それぞれのものをその価値にふさわしい仕方でありかつかうことを意味する、といえよう。いいかえると、それぞれのものは自らの価値にふさわしい取りあつかい、そうしたわれわれの行為を要求するのであって、そこに権利の概念が成立するのである。（稲垣 1981b：15）

そして、結論として、正義の概念（意味）を「様々な利害の配分における公正である前に、人格に固有なる尊厳と、その基本的権利を確立すること」（稲垣 1981b：19）として提示している。

4) 正義の意味

正義の古典的定式化としてしばしば引用されるのが、ローマの法学者ウルピアヌス（Ulpianus, Domitius）の「正義とは各人に彼の権利を帰さんとする恒常的にて不断的意志なり」という言葉である。稲垣は、この命題の核心は jus（権利）と voluntas（意志）であると指摘する（稲垣 1981a：105-6）。そして、この命題は徳としての正義を背景に理解しなければならぬという（稲垣 1981b：14）。

本稿では、正義に対するウルピアヌスの定義を基礎としつつも、現代正義論における正義の意味（普遍主義的要請）と、稲垣の徳としての正義（尊厳と基本的人権を確立すること）の意味を盛り込むことで、正義の意味を次のようにとらえる。

「正義とは、すべての人に対し等しく（公平に）、彼固有な尊厳と権利を帰さんとする恒常的にて不断的意志である」。

すなわち、社会のなかであって、そして人と人との関係のなかで、「すべての人に対し等しく（公平に）、彼固有な尊厳と権利を帰さんと恒常的にて不断的意志すること」が正義の意味である。言い換えれば、すべての人に対し等しく（公平に）、彼固有な尊厳と権利を帰さんと恒常的に願う（欲する）状態が、徳としての正義が実現している状態なのである。

2. 社会福祉

1) 理念

社会福祉を時間（歴史）と空間（現代社会）という2つの軸の下、広くとらえるならば、次のようになる。まず、歴史を振り返れば、相互扶助、慈善事業、社会事業という名称で呼ばれた活動がある。一方、現代社会をみれば、市場における福祉活動、ボランティアや福祉 NPO などのインフォーマル部門な活動もある。これらは最も広い意味においては社会福祉といわれるものである。

古川（2002：12-23）は、広い意味での社会福祉には社会的機能と福祉的機能があるという。前者は社会の秩序の維持と社会の統合を図る機能である。一方、後者は社会福祉本来の機能であり、それは保護・育成と社会参加を図る機能である。

しかしながら、福祉的機能の核心を言い当てているのは糸賀一雄や阿部志郎であろう。糸賀（1968：67）は「社会福祉」ということばは、あくまでも「社会」という集団のなかにおけるひとりひとりの「幸福な人生」（福祉）をさすものである」といっている。そして、そのひとりとは阿部（1997：25）がいうように「人間は一人、二人と数えられる個別存在であるが、同時に何ものをもつても代えることのできない人格存在」なのである。また、最近では岩崎（2007：122）も「社会的に排除されている少数者の価値を擁護し、社会と媒介する」という社会福祉の本質を見失ってはいけないのではないだろうか。……当事者の福祉に貢献するという福祉的機能のない社会福祉はあり得ないのです」と述べている。すなわち、かけがえのない1人ひとりの福祉を保障するのが社会福祉の理念である。

2) 現実

しかしながら、次のような現実がある。

障害のある娘と暮らしている母親が認知症になり、心配した相談機関が調べてみると、家のなかから10年以上も引きこもっていた別の娘2人が栄養失調の状態で見つかった。近隣の人々は2人の存在を知らなかったのだ

る。

また、ある中学生が不登校になり先生が自宅を訪問したが会えない。どうもおかしい。相談機関が調べると、家庭という密室のなかで、借金苦、介護疲れ、引きこもり、虐待などが複合して家族をむしばんでいた。

「多重困難家庭」とも言うべき人々が地域の中で見捨てられている。そんな現実が人知れず広がっている。(毎日新聞：2008年1月9日4面)

この事例に対しては、だれもがそこにいる人々の福祉は実現していないと思うであろう。では、すでに福祉サービスを利用している人はどうであろうか。ここでは、福祉が実現しているか否かを判断するひとつの基準として、客観的基準と主観的基準を提示する。

客観的基準は、セン (Sen, Amartya Kumar) がいう、自らの善き生にとって最低限必要とされる衣食住、移動、社会生活への参加といった基本的潜在能力 (basic capabilities)⁶⁴⁾である (Sen = 1989 : 253)。一方、主観的基準は、しばしば福祉現場の職員がいう「自分にとって最も大切な人(たとえば、子ども、配偶者、親など)に、その施設を利用してもらいたいと思うか」という基準である。そして、この2つの基準が同時に満たされている状態を福祉が実現しているとする。

この基準に照らしたとき、入所施設を利用してある人の多くは福祉が実現してはいない、となるであろう。理念としては1人ひとりの福祉の保障を掲げているが、現実には数多くの人の福祉が実現していないのである。

3. 正義と社会福祉

1) 課題

一方では、1人ひとりの福祉を保障しようとする社会福祉の理念があり、もう一方には、「仕方ない」「不運」とされ、なかには見捨てられ忘却されている人々の現実がある。この理念と現実の狭間にあって、「すべての人に対し等しく(公平

に)、彼固有な尊厳と権利を帰さんとする恒常的にて不断の意志」が正義の基本的な意味であった。

とするならば、社会福祉の理念と現実のギャップを埋めようとする恒常的にて不断の意志が社会福祉における正義といえる。社会福祉には、常にすでに存在している理念と現実のギャップを埋めようとする正義が必要である。そのため、社会福祉研究は必然的に正義について研究し、その内容を明らかにしなければならないのである。

2) 方法

本稿では、社会福祉における正義を明らかにするために、次の2つの段階を踏む。最初の段階は、私たちの現実を読み、思考に込み込んでいる「仕方ない・不運」という現実理解に対し、他の可能性に思考を聞くことで不正義の経験を見いだすことである。この課題に応えるために、現実に対し「来たるべき」他の可能性へと思考を聞くことをテーマとする Derrida (Derrida, Jacques) の哲学と、法の下に固定化された「不正と不運」の区別を疑い、不正義の経験から正義について思考する Shklar (Shklar, Judith N) の正義論を取り上げる (Ⅲ. 仕方ない・他の可能性・不正義の経験)。

次の段階では、「来たるべき」他の可能性へと思考を聞くことで見いだされる「法外(他者)に対する責任としての正義」(本稿ではこれを倫理的正義と呼ぶ)と、不正義の経験から正義に訴え、その訴えに積極的に対応しようとする「積極的正義」(本稿ではこれを政治的正義と呼ぶ)という2つの正義を提示する (Ⅳ. 倫理的正義と政治的正義)。結論として、社会福祉における正義は、この2つの正義から構成される倫理的・政治的正義であると位置づけたうえで、①意味、②構想、③合意される理由、といった観点から社会福祉における正義の内容を明らかにする (Ⅴ. 社会福祉における正義)。

Ⅲ. 仕方ない・他の可能性・不正義の経験

1. 「仕方ない」という現実理解

すべての人に対し等しく(公平に)福祉を保障しようとするうえで、1つの阻害要因になっているのは「仕方ない」あるいは「不運」という現実理解である。これは3つの立場からなされる。

1つは当事者の立場である。たとえば、ある人が事故で手足に障害をもち、車いすを使う生活になったとする。事故の前には比喩外出は不自由になり、これまで勤めていた仕事ができなくなるかもしれない。このような生活に対し、当事者自身が「不運だった。仕方ない」と思ってしまう場合がある。

もう1つは、福祉サービスの提供者の立場である。筆者は大学でノーバイゼーションの考えを学び、入所施設より地域での暮らしのほうが望ましいことを理解したうえで知的障害者の入所施設に就職した。しかし、その施設を利用して最重度といわれる知的障害をもつ人々を前にしたとき、「いまの日本の在宅福祉を考えると、この人たちが入所施設で暮らすのは仕方がない」と思っていた。「本当に仕方がないことなのか」と疑問に思うようになったのは、別の種別の施設を経験した後、再び知的障害者の入所施設に勤務するようになってからである。

さらに、当事者でも福祉サービスの提供者でもない人の立場がある。この立場の人の中には、十分な福祉サービスがないため、不自由な暮らしを強いられいている高齢者に対し、「資源には限りがあるのだから仕方ない」と思う人がいる。

2. 他の可能性

「仕方ない」という現実理解あるいは思い込みの問題点は、他の可能性を抹消してしまうことである。私たちは他の可能性に気づかず、それを抹消し、忘却してしまう。このような現実理解に対し、脱構築というキーワードの下、「来たるべき」他の可能性について思考したのが Derrida の哲学である。

1) 脱構築

脱構築とはなにかをひとことというところ、このような思考自体が原理的に脱構築に反する。ひとことというとは、「来たるべき」他の可能性を排除し、特定の意味に固定することである。これに対し Derrida の脱構築とは「脱構築を要請し喚起し動機づける他性に対する、ある肯定的な応答」(Kearney = 1988 : 208) である。

このことを踏まえたうえで要約すれば、脱構築とは「他者の到来の肯定」(Derrida 1987 : 59-60) であり、他性に対する肯定的な応答である。

このとき他者あるいは他性とは、斉藤 (2006 : 64) がいうように、「世界の現象の『別の仕方でありうること』、『他でありうること』の肯定、『他なるもの』／ことへの開放性」のことである。すなわち、脱構築とは、世界が別の仕方でもあり得る可能性／「来たるべき」他の可能性への肯定的な応答なのである。

2) 幽霊論 (憑在論)

Derrida 自身が「幽霊の論理は事実上の脱構築的な論理です」(Derrida 1987 : 189) というように、Derrida は脱構築の論理を幽霊の論理、すなわち幽霊論 (憑在論) として展開する。これは存在論批判であり、存在論とは異なる論理をもつ。

存在論は「ある／ない」、形式的にいえば「A／非A」の二項対立を基本とする。そして、非Aを排除することによりAを純化しようとする。具体的にいえば、自らに内在する他の可能性を排除・抹消することで、「これが現実である」という世界理解を生み出す。

これに対し幽霊論 (憑在論) は、現実を、純粹に「ある」でも純粹に「ない」でもない、幽霊に取り憑かれているものととらえる。ここでいう幽霊とは、現前していないものであり、具体的には他の可能性である。そのなかには亡くなった人、これから生まれてくる人たちも含む。

このような幽霊論 (憑在論) を展開している「マラルクの亡霊」において Derrida は、幽霊に対し

幽霊とともに、正義について次のように語っている。

いかなる正義も、何らかの責任＝応答可能性 (responsability) の原理なしには可能ないし思考可能には思われない。一切の生き生きとした現在の彼方における責任＝応答可能性、生き生きとした現在の節合をはすすものにおける責任＝応答可能性、まだ生まれていない者もしくはすでに死んでしまった者たちの幽霊の前での責任＝応答可能性なしには、その彼らが、戦争や、政治的その他の暴力や、民族主義的、植民地主義的、性差別的その他の絶滅や、資本主義的帝国主義あるいはあらゆる形態の全体主義による圧制、それらの犠牲者であろうとなかろうと。(Derrida = 2007 : 13-4)

3) 他の可能性への思考

社会福祉における正義を考えるうえで、われわれがDerridaから学ぶべきことは、他の可能性に思考を開くことの重要性である。この“他の可能性”には次の2つの水準がある。1つは現実の法制度とは異なる法制度を制定しうる可能性は常にあり、法制度が変わることではないと違った社会のあり方が常にあり得ることである。

もう1つは、この私が別の生を生きていたかもしれないという可能性である。たとえば、いま自分は福祉施設の職員として利用者の支援をしているが、もしかしたらこの私が福祉施設を利用し、そこで暮らしていたかもしれないという可能性である。

3. 不正義の経験

「仕方ない」という現実了解、あるいは思い込みを生み出す“正義の通常モデル”に対し、不運と不正の区別、不正義の経験という観点から従来の正義論とは異なる正義のあり方を考察しているのがShklarの正義論である。

1) 正義の通常モデル

Shklar (=2000 : 170) は正義の特徴として、

①公正、公平に各人に彼のもので与える性質を包含している、②諸ルールの体系が常に存在すると確信されている、③諸原理の体系のもとで、ルールを遵守し、権利を尊重し、責務を受け入れ、という点を挙げている。Shklar (1990 : 17) はこうした正義論を正義の通常モデルと呼び、それは配分的正義であるとしている。ロールズの正義論はこの配分的正義を論じたものであり、正義の通常モデルに属する。Shklarはこのような正義の通常モデルに対し、次のような点を問題として指摘する。

2) 正義の通常モデルの問題点

(1) 不運と不正の区別

正義の通常モデルの下では、「わたしたちは不正なこと (the unjust) と不運なこと (the unfortunate) とのあいだに永続する厳格な区別を知り、その二つを区別することができるという根拠のない信念に固執する」(大川 1999 : 51)。そして、正義の通常モデルの下でルールを遵守する公務員は、不正ではないものは不運、仕方ないとみなす。

(2) 「不正義の経験」が見失われる

しかしながら、「実際には、私たちの多くが、“これが正義だ”というより、“これは不正だ”ということの方が多いためである」(Shklar 1990 : 16)。そして「[不正]な行為を他者に働かなくとも、すでに何らかの苦痛を被っているひとびとが存在することは、避けられない」(岡野 2002b : 272) のである。

にもかかわらず、不正と不運の明確な区別により正義の通常モデルでは、「ルール違反ではない不正義はそもそも存在しないものとされる」(近藤 2007 : 49)。それゆえShklarは「正義の通常モデルは、不正義とその犠牲者とはどのような人たちのなか、実際には明らかにしてこなかった」(Shklar 1990 : 49) と指摘するのである。

(3) 受動的な不正義

正義の通常モデルの下では、ルール違反ではない状態は不運とみなされる。不運、仕方ないとみ

なし、ルールを変えれば対応できるのにしないことを、Shklarはキケロ (Cicero, Marcus Tullius) に由来する受動的な不正義という概念で表現する (Shklar 1990 : 40-1)。

(4) 社会構造と「不正義の経験」の声

岡野 (2002b : 275) は「貧しく弱い者にもっとも強く重荷を課す」のは、一つの法体系の下で生きることとをわたしたちに余儀なくする社会構造なのだ」と指摘する。社会福祉学は、「貧しく弱い者にもっとも強く重荷を課す」ものを、資本主義経済システムという経済的なものととらえてきた。しかしながら、その経済的なものが生み出す状態に積極的に対応しない政治・法的なもの、そして、それを支えている正義の通常モデルという思考にも問題があるのである。

それゆえ、不運、仕方ないこととえらわれていることが本当に仕方ないことなのかを改めて問い直し、必要に応じた法制度の改正が求められるのである。

3) 無責任な正義

正義の通常モデルは、不運・仕方ないとみなされた人々の声に応えることのない無責任な正義である。それゆえ岡野は次のように指摘している。

現代正義論を牽引してきた配分的正義をパラダイムとする正義論は、ある社会の構造に刻まれてしまっている不正や過去になされた不正に対して応答することが不可能な責任体系を想定していることは、いまや明らかである。(岡野 2002b : 265)

4) 不正義の経験からの正義

社会福祉における正義を考えるうえでShklarから学ぶべきは、社会にはルール違反とは異なる不正義があることと、これまで不運、仕方ないと思われていた状態が、本当に仕方がないことなのかを問い直すことの必要性である。求められることは、この問い直しにより不正義の経験が明らかになったとき、不正義の経験から発せられる声に応える正義(正義の通常モデルと異なる正義)は、

すなわち責任ある正義の内容を明らかにすることである。

IV. 倫理的正義と政治的正義

1. 倫理的正義

1) 「法外の他者」への責任としての正義
正義の通常モデルの下では、その法を遵守することが正義にかなったこととなる。しかしDerrida (=1999 : 30-1) は、このような法の創設時に、ある遂行的な暴力が働いていることを露わにする。そして「普遍的とされる法/権利の概念が何ら普遍的ではないことを暴くのである。法/権利は普遍性の外観の下で排除を発生させている。これは正義にかなっていない」(堅田 1999 : 214) という。Derridaが「脱構築は正義である」(Derrida=1999 : 34) という言葉によって目指していることは「法の創設時に消し去られた他者に光をあてること、その声なき呼びかけに答えるという責任を引き受けること、そして、それを通じて、これら他者たちの公平な取り扱いの方向へと少しでも近づいていくこと」(中山 2004 : 271) なのである。

正義に対しこのような考えを示すDerridaは、「レヴィナスはどこかで、正義の定義—これはとてもミニマルなものです—が、私が愛し、実に厳密だと考えているものです—と称して、正義とは他者への関係である、と言っています。これがすべてです」(=2004 : 25) といっている。これは、現代正義論のパラダイムとなっている配分的正義ではなく、アリストテレスがあらゆる徳のうちで、正義のみは「他者のものなる善」(Aristoteles =1971 : 174) というように、徳としての正義の系譜に属するものである。

2) アポリアとしての正義
正義において求められていることは、かけがえのない他者に対する「正義の行為」²⁾とそれらの他者に普遍的・公正に応えるという「正義の規則」である。Derrida (=1999 : 40) や Lévinas (=1999 : 53) において正義が問われているのは

このような状況である。しかしながら、このような正義は不可能である。

理由は2つある。1つは私にできることは有限であり、Aさんの呼びかけに答えれば、そのとき私はBさんの呼びかけには答えられないからである。もう1つは、私にできることは限られているため、何らかの基準でAさん、Bさん、Cさん...を比較しなければならぬが、1人ひとりの人間は比較不能な尊厳ある存在であるため、比較できないからである。

このように比較不能なものを比較する基準としてあるいは、唯一無二のかけがえのない他者に普遍的に答えようとする理念として要請されているのが、「法外の他者」に対する責任としての正義である。

3) アポリリアにおける正義

(1) 来たるべきもの

Derridaの正義は、アポリリアとして経験不可能なものであり、「正義とは〜である」と規定して存在しうるものではない。正義とは「これからやってくる(a venir)という状態のままにある。つまりそれは、これからやって来るをもち、これからやって来る」(Derrida=1999: 71, 強調はDerrida) というものである。

(2) 決定不能な幽霊に取り憑かれている

正義は決定不能な幽霊に取り憑かれているがゆえに、「純粋に正義にかなっている(すなわち自由でありかつ責任を負っている/応答可能である)」ということはできない。... (略) ...ましてや「私は正義にかなっている」と言うことはできない」(Derrida=1999: 57, 強調はDerrida) である。

(3) 正義は待つてくれない

正義は決定不能な幽霊に取り憑かれているにもかかわらず、「正義にかなう決断は、即座に、その場で、できるだけすばやくなすことを常に要求される」(Derrida=1999: 66, 強調はDerrida) である。

2. 政治的正義

1) 積極的正義

Yack (1996: 192) は Shklar の積極的不正義と受動的的不正義に示唆され、正義を受動的正義と積極的正義に分ける。受動的正義とは、正義が定めたルール違反をしないこと、言い換えれば、ルールに従っている状態である。一方、積極的正義とは、「その原因が何であれ他者の苦痛や、自らが手を下したわけではない社会の不正をただ傍観している状態—シエクラーにおける「受動的不正義」を働いている状態—を脱し、人びとが被っている苦痛や不正を積極的に除去していいこととする」(岡野 2002a: 98, 強調は岡野) である。

Yack は次のように、積極的正義を1つの徳としてとらえる。

積極的正義とは、わたしたちのあいだにそうした熱情を喚起するのであり、他者に対する危害を避けるために自らの力と能力を最大限に発揮しようとする者たちの徳である。言い換えれば、シエクラーが「受動的不正義」と呼ぶところのものを避けようとする最大限の努力を為す者たちの徳である⁹⁾。(Yack 1996: 192)

2) 政治的正義

岡野は「わたしたちがある社会において他者と共にさまざまな関係性を結んでいくには、リーガリスティックな正義概念とは異なる形で、他者の『不正義の感覚』に 대응することができるような正義概念をわたしたちは必要としている」(岡野 2002b: 289) と述べたうえで、「『倫理的な正義』と『リーガリスティックな正義』のあいだをつなぐ、新しい正義概念」(岡野 2002b: 278) として政治的正義を提示する。それは次のようなものである。少し長くなが引用する。

この「致し方ない」の政治」に對抗して、不正義の声を最後まで聞き届けようとする民主的政治、あるいは「被害対策」に真剣に取り組む政治は、不平等から生じる不正義の感

覚を封殺することに抵抗する政治である。この政治は、既存のルールの下でひとびとが期待してよいと認められていることを裏切られたときにあげる声の声を正義の訴えとして取り上げ、それ以外の声に対しては「不運」として片づけてしまうこと、すなわち不運/不正義の厳格な二分法にいつさいの疑いを挟まないことこそが政治的不正義であると考えられる。そして、この政治的不正義を避けることこそが、わたしたちがここまで模索し続けてきた「政治的正義」なのだ。(岡野 2002b: 279-80)

V. 社会福祉における正義

以上の考察を踏まえ、社会福祉における正義の内容を、意味、構想、合意される理由といった点から述べる。

1. 意味

地域のなかで「仕方ない」と思われながら見放されている人がいる現実と、すべての「ひとり」の福祉を保障しようとする理念とのギャップを埋めるために要請されるのが、社会福祉における正義であった。この正義には、「法外の他者」への責任としての正義(倫理的正義)と、不運と不正の境界線を疑い、「不正義の経験」からの声に積極的に応えようとする積極的正義(政治的正義)という2つの観点が必要である。その意味で、社会福祉における正義は倫理的・政治的正義である。そしてその意味は、正義の基本的な意味に、倫理的正義と政治的正義の意味を加えることで、次のように定式化される。

「社会福祉における正義とは、『法外の他者』あるいは『不正義の経験をしている他者』一人ひとりを包みこむすべての人の声に、等しく(公平に)かつ積極的に応える」ことで、その一人が本来有すべき尊厳と人権を、その人に帰そうとする恒常的かつ不断の意志である。」

この正義は、配分的正義ではなく、社会で暮ら

す人が、社会の一員としてもつべき「徳としての正義」である。そして、その正義はDerrida (= 2007: 13) が「いかなる正義も、何らかの責任= 応答可能性 (responsabilité) の原理なしには可能ないし思考可能には思われえない」というように、人が人としてもちうる責任= 応答可能性を原理としているのである。

2. 構想

しかしながら、すべての他者の声に応え、その人の尊厳と人権を実現することは不可能である。その意味において、社会福祉における正義は不可能なものの経験であり、「来たるべきもの」である。不可能ではあるが、社会福祉における正義が求められている状況は切迫しており、決断が求められている。このような状況のなか、もつとも正しい状態を目指して決定を下し、実践をするのが社会福祉における正義である。この決定をするには、正義の構想が必要である。以下ではその構想について、立場、着眼点、目的、基準という観点から述べる。

1) 立場

「正義の通常モデル」における正義は、それを実現しようとする法の立場から正義をとらえる。これに対し社会福祉における正義は、現在の法の外で困難な生活を強いられる人々の経験、あるいは「不運・仕方ない」と見放されているなか困難な生活を強いられる人々の経験から正義を考え、構想する。

2) 着眼点

自然界の法則は他者がないようがない必然的な規則である。これに対し社会のなかには定められた法則は、他者がないようがあるという意味では必然的なものではない。必然的な規則の下で生じた困難は、は、「不運」「仕方ない」といえる。しかしながら、他の可能性がある法の下で生じた困難は、必ずしも「不運」「仕方ない」というて済ましているのではない。

社会福祉における正義は、この「不運」「仕方ない」といった思い込みに着目する。そして、

それは仕方のないことなのか、本当は不正義ではないかを問う。

3) 目的

社会福祉における正義は、「不運」と「不正」を見定める。そして、不正義の経験に対しては、それを正すように法制度および実践に訴え、修正を求める。これにより、不正義の経験をしているすべての人の福祉を公平に実現しようとする。

4) 基準

繰り返しになるが、すべての他者の声に応え、その人の尊厳と人権を実現することは不可能である。何らかの基準により比較可能な人間を比較し、優先順位をつけなければならない。このとき、参考になるのがShklarの「恐怖のリベリズム」である。

Shklar (=2001: 128-9) は、恐怖や残酷さはいずれも逃れたいと思う「共通悪」であり、これらから逃れたいと思うことは人間の普遍的な要求である。Shklarの「恐怖のリベリズム」は「共通善」を求めるのではなく、この「共通悪」を除くようにする。

社会福祉における正義が用いる基準は、この「共通悪」である。それは、虐待、恥辱、絶望、といったどれも逃れたいと思う状況である。社会福祉における正義は、不正義の経験がもたらす声に対し、この「共通悪」を基準に優先順位をつけ、現実的に応えようとする。

3. 台意される理由

本稿で述べてきた社会福祉における正義は、不正義の経験をしている人の立場から構想されたものである。しかしながらそれでは、ある特定の立場の人を優先し、公平性を欠いたものとならないだろうか。最後に、本稿で提示した社会福祉における正義が普遍性をもち、社会で暮らす人々に台意が得られる理由を述べる。

台意が得られるには、1つだけ条件がある。それはDerridaの幽霊論（憑在論）が示すように、わたしたちが生きているこの世界は、他の可能性に取り憑かれており、その可能性を抹消すること

はできない、という現実に気づくことである。この現実を了解したとき、次の2つの理由により、本稿で提示した社会福祉における正義は、社会で暮らす人々に対し台意が得られると考える。1つは、「共通悪」はどれも逃れたいと思う普遍的な要求であることである。もう1つは、先の理由を補強するものである。それは、いまの私は偶然そうではないが、私が不正義の状況のなか、共通悪とされる状況で苦しんでいたかもしれない。それゆえ、いま現在不正義の状況にいない人も、その状況を除去することに台意する、というものである。

VI. おわりに

現代の正義論はロールズの正義論にみられるように、正義の意味を普遍主義要請にとらえ、そのうえで、配分としての正義の構想を提示してきた⁸⁾。これに対し本稿では、不正義からの声に積極的に対応すること、その人が本来有すべき尊厳と人権を、その人に帰すことを意志する徳としての正義を、社会福祉における正義として提示した。この正義は決して実現するものではないが、現実の法制度を批判する根拠となり、また、目指すべき理念となる。

法の下では常にその犠牲者が生まれる。経済的なものだけでなく、政治・法的なものも社会における犠牲者を生み出しているのである。しかし、その犠牲者の尊厳と人権を回復するのもまた法である。行うべきことは、社会福祉における正義により、現行の法を脱構築することである。社会福祉における正義によって駆動する脱構築の営みこそが、岡村（1983: 3）が指摘する「社会福祉全体の自己改造の原動力」となるのではないだろうか⁹⁾。

注

- 1) アリストテレスは『ニコマコス倫理学』の第6巻において、5つの知の状態について論じている。訳者の高田（Aristoteles = 1971: 286）は、

この5つの知を、「他の仕方においてもあることができないことから」に関する知が智慧（直知、学）、「他の仕方においてもあることができることから」に関する知が知恵、技術と整理したうえで、この5つのうち徳と呼びうるのは、智慧と知恵のみである、と指摘している。

- 2) 亀本（2002: 86-7）が解説しているように、この法とは、道徳と未分化ないし一体のものであり、その究極的な目的は、「ボリスの中で、ボリスの一員として善く生きる」ような有徳な人格を養成することである。

- 3) 注1で確認したように、知恵は「他の仕方においてあることができるもの」に関わる知であり、それは叡智と並ぶ徳と呼びうるものである。

- 4) Senは福祉とは「生活の良さ」であり、生活とは相互に関連した「機能」（ある状態になったり、何かをする）の集合にとらえる。そして、このような機能の組み合わせを表現するものとして潜在能力という概念を提示する（Sen = 1999: 59-60）。潜在能力を分かりやすく言い換えれば「社会の枠組みの中で、その人が持っている所得や資産で何ができるか」という可能性（池本ら1999: vi）である。Senは福祉が実現しているか否かの評価を、この潜在能力という観点からとらえる（Sen = 1999: 59-84）。

- 5) 先に、DerridaがLevinas（Levinas, Emmanuel）に言及して述べたように、正義とは他者との関係である。この正義の手前にあるのが、「顔をもつ他者」と「この私」の関係である。Levinasはこの関係こそが倫理であるにとらえる。その内容は責任、審問であり、それは「他者の優先権を認める人間の可能性」（Levinas = 1993: 154）である。

中村（2008: 13-4）は、このような倫理を福祉原理として提示している。しかしながら、倫理の主体であるこの私は、複数の他者の呼びかけに同時に応えることができない。このとき必要とされるのが、社会福祉における正義である。すなわち、中村が福祉原理として提示する社会福祉における倫理を遂行するためには、必然的に社会福祉における正義が要請されるのである。

- 6) この訳は岡野（2002b: 263）を引用した。
- 7) 他者1人ひとりの声に応えるとは、他者に対する責任を果たすことである。それは「他者の優先権を認める」という人間の可能性であり、Levi-

nasはそれを倫理の意味と考えた。このような倫理の意味については、中村（2008: 12）を参照。本稿では、配分としての正義とは異なる徳としての正義を提示した。これは、配分としての正義を否定するものではない、社会においては、徳としての正義を基礎としたうえで、配分としての正義の構想が必要である。その正義の構想のなかにあつて、功利主義的犠牲（全体にとつての善の名のもとに個人を犠牲にすること）の否定として提起されたロールズの正義論は、社会福祉という営みを基礎づける重要な正義論である。

しかしながら、真に1人ひとりの福祉を実現しようとするならば、ロールズの正義論は次の3点から批判される。1つ目は、単に基本財を配分するだけでは、必ずしも1人ひとりの福祉は実現しないという点である。そのため、本稿では福祉が実現しているか否かの客観的基準としてSenの潜在能力という概念を導入した。2つ目は、ロールズの正義論は正義の通常モデルであり、不正義の経験がみえにくいという点である。そのため、本稿ではShklarの正義論を導入した。3つ目は、Dupuy（=2003: 137-208）が論証するように、ロールズの正義論は「犠牲の状況」においては功利主義と同様に犠牲を正当化してしまうという点である。必要なことは、いかなる犠牲にも抵抗し、真に1人ひとりの福祉を保障しようとする正義である。そのため本稿では、DerridaやShklarの正義論を導入した。

このように、真に1人ひとりの福祉を実現しようとするならば、ロールズに代表される配分としての正義には限界がある。そのため、本稿では徳としての正義のなかに社会福祉における正義を求めた。

- 9) 岡村は「社会福祉全体の自己改造の原動力」として自発的社会福祉の存在を挙げている（岡村1983: 3）。自発的社会福祉とは「まったく自発的に他人の生活困難を援助する活動」（岡村1983: 5）であり、歴史的にみれば同類意識に基づき相互扶助、宗教的動機に基づき慈善事業、道徳的思想に基づき博愛事業などがその活動であるとされる。

では、現代において自発的社会福祉を生み出すものはなにか。現代的社会福祉の理念が1人ひとりの福祉の実現であるならば、本稿で提示

学出版局).

Dupuy, J.-P. (1992) *Le Sacrifice et l'Ennui. Le libéralisme aux prises avec la justice sociale*. Calmann-Lévy, Paris. (= 2003, 米山親能・泉谷安規訳『犠牲と羨望——自由主義社会における正義の問題』法政大学出版局).

Holmes, O. W. (1881) *The Common Law*. Boston. ホセ・ヨンバルト (2006) 『正義の感覚・理論・実現——法律は正義を実現しているか』成文堂.

古川孝順 (2002) 『第1章 社会福祉援助の価値規範——社会と個人の交錯するところ』古川孝順・岩崎晋也・稲沢公一・ほか『援助するということ——社会福祉実践を支える価値規範を問う』有斐閣, 1-68.

池本幸生・野上裕生・佐藤 仁 (1999) 『訳者まえがき』アマルテイア・セツ著, 池本幸生・野上裕生・佐藤 仁訳『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店, v-vi.

稲垣良典 (1981a) 『長尾氏の報告に対する質問』日本哲学会編『哲学』法政大学出版局, 10 (31), 104-6.

稲垣良典 (1981b) 『正義と公正』原 秀男・ホセ・ヨンバルト・三島淑臣編『法の理論1』成文堂, 1-24.

井上達夫 (1986) 『共生の作法——会話として正義』創文社.

井上達夫 (2003) 『法という企て』東京大学出版会.

糸賀一雄 (1968) 『福祉の思想』日本放送協会出版.

岩崎晋也 (2007) 『「自立」支援——社会福祉に求められていること』日本社会福祉学会編『社会福祉学』48(3), 119-24.

亀本 洋 (2002) 『第3章 法的正義の求めるもの』平野仁彦・亀本 洋・服部高宏『法哲学』有斐閣アルマ, 83-123.

堅田研一 (1999) 『脱構築と正義——訳者解説』ジャック・デリダ著, 堅田研一訳『法の力』法政大学出版局, 197-215.

川本隆史 (1995) 『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワーキングへ』創文社.

Kearney, R. ed. (1984) *Dialogues with Contemporary Continental thinkers: The phenomenological heritage*. Manchester University Press. (= 1988, 穂 藻充・庭田茂吉・松葉祥一訳『現象学のデフォルマション』現代企画室).

近藤和貴 (2007) 『第1章 現代リベラリズムにおける正義と不正義』太田義器・谷澤正嗣編『悪と正義の政治理論』ナカニシヤ出版, 30-57.

Lévinas, E. (1974) *Au-delà du sujet ou au-delà de l'essence*. Martinus Nijhoff. (= 1999, 合田正人訳『存在の彼方へ』講談社学術文庫).

Lévinas, E. (1991) *Entre nous: Essai sur le penser-à-l'autre*. Grasset. (= 1993, 合田正人・谷口博史訳『われわれのあいだで——《他者》に向けて思考すること』をめぐる試論』法政大学出版局).

森末伸行 (1999) 『正義論概説』中央大学出版部.

中村 剛 (2008) 『社会福祉における倫理——福祉原理試論』日本社会福祉学会編『社会福祉学』49(1), 5-17.

中山竜一 (2004) 『第10章ボスト構造主義と正義論』平井亮輔編『正義——現代社会の公共哲学を求めて』嵯峨野書院, 259-82.

岡村重夫 (1983) 『社会福祉原論』全国社会福祉協議会.

岡野八代 (2002a) 『正義論/無責任の論理』日本法社会学会編『法社会学』56, 84-105.

岡野八代 (2002b) 『法の政治学——法と正義とフエミニズム』青土社.

大川正彦 (1999) 『思考のフロンティア 正義 Justice』岩波書店.

大川正彦 (2003) 『不正義の経験』論のほうへ』社会思想史学会年報『社会思想史研究 No. 27』(特集 思想史学会)

集) 思想史研究の新たな展開にむけて』藤原書店, 97-105.

斎藤慶典 (2006) 『デリダ——なぜ「脱・構築」は正義なのか』NHK出版.

Sen, A. K. (1982) *Choice, Welfare and Measurement*. Basil Blackwell. (= 1989, 大庭 健・川本隆史訳『合理的な愚か者——経済学=倫理学的探究』(抄訳), 勁草書房).

Sen, A. K. (1992) *Inequality Reexamined*. Oxford University Press. (= 1999, 池本幸生・野上裕生・佐藤 仁訳『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店).

Shklar, J. N. (1964) *Legalism: An Essay on Law, Morals and Politics*. Harvard University Press. (= 2000, 田中成明訳『リベラリズム——法と道徳・政治』岩波書店).

Shklar, J. N. (1990) *The Faces of Injustice*. Yale University Press.

Shklar, J. N. (1989) *Liberalism of Fear*. Nancy L. Rosenblum ed. *Liberalism and the Moral Life*. Harvard University Press. (= 2001, 大川正彦訳『恐怖のリベラリズム』[現代思想] 青土社, 29(7), 120-39).

Yack, B. (1996) *Active and Passive Justice*. B. Yack, ed. *Liberalism without Illusion*. Chicago: University of Chicago Press, 191-204.

文 献

した「社会福祉における正義」こそが、自発的社会福祉を生み出し、それが「社会福祉全体の自己改造の原動力」になると考える。しかし、そのように考えるのであれば、そのことを論証する必要がある。この論証は岡村理論の脱構築的読解によってなされると考える。脱構築とは、対象としたものを全面的に否定するのではなく、対象としたものを全面的に肯定するもの。その痕跡を讀解し、その「他なるもの」に呼応し肯定することで、対象としたものに対し「来たるべき可能性」を開く実践である。筆者は岡村理論に対し脱構築的読解をすることで、岡村理論にある痕跡（この場合「社会福祉全体の自己改造の原動力」という指摘）から、「1人ひとりの他者の呼びかけに応えようとする「社会福祉における正義」という「他なるもの」を見いだすことができるのではないかと考えている。そして、そこから「社会福祉における正義が、社会福祉における自己改造の原動力である」という命題を導くことができるのではないかと考えている。しかしながら、このような試みは今後の課題としたい。

阿部志郎 (1997) 『福祉の哲学』誠信書房.

Aristoteles (= 1971) 高田三郎訳『ニコマコス倫理学 (上)』岩波文庫.

Derrida, J. (1987) *Psyché. Invention de l'autre*. Paris: Galilée.

Derrida, J. (1993) *Spectres de Marx. L'État de la dette, le travail du deuil et la nouvelle International*. Paris, Galilée. (= 2007, 増田一夫訳『マルクスの亡霊』藤原書店).

Derrida, J. (1994) *Force de loi-Le Fondement mystique de l'autorité*. Éditions Galilée. (= 1999, 堅田研一訳『法の力』法政大学出版局).

Derrida, J. et Stiegler, B. (1996) *Échographies de la télévision*. Galilée-INA. (= 2005, 原 宏之訳『テレビのエコーグラフィック——デリダ「哲学」を語る』NTT出版).

Derrida, J. (1997) *Deconstruction in a nutshell, A Conversation with Jacques Derrida*. Edited with a Commentary by John D. Caputo, Fordham UP, New York. (= 2004, 高橋 透・黒田晴之・衣笠正晃・ほか訳『デリダとの対話——脱構築入門』法政大